

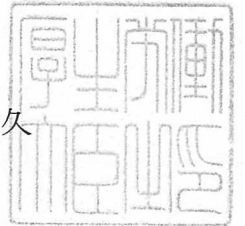
厚生労働省発能 0329 第1号

平成 28 年 3 月 29 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙「職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 職業訓練基準の見直し

一 普通課程の普通職業訓練のうち、電力系、製織系、アパレル系、裁縫系、木材加工系、石材系、工芸系、通信系、第一種情報処理系及び第二種情報処理系の訓練科について、社会情勢の変化及び近年の産業技術の動向等を踏まえ、教科の科目、訓練時間等の見直しを行うものとする。 (別表第二関係)

二 専門課程の高度職業訓練のうち、輸送機械整備技術系、服飾技術系、食品製造技術系、化学システム系、エネルギー技術系、物流システム系、接客サービス技術系及び調理技術系の訓練科について、社会情勢の変化及び近年の産業技術の動向等を踏まえ、設備の見直しを行うものとする。 (別表第六関係)

三 一の見直しに伴い、職業訓練指導員試験のうち木工科及び印章彫刻科の実技試験及び学科試験の科目について見直しを行うものとする。 (別表第十一関係)

第二 技能検定に関する見直し

一 技能検定に係る検定職種のうち、複写機組立てについて、社会情勢の変化及び近年の産業技術の動向

等を踏まえ、廃止することとする。 (別表第十一の四、別表第十二及び別表第十三関係)

- 二 技能検定に係る検定職種のうち、写真について、社会情勢の変化及び近年の産業技術の動向等を踏まえ、実技試験及び学科試験の試験科目等の見直しを行うものとする。 (別表第十三の二関係)
- 三 一の見直しに伴う技能士コースの普通職業訓練の基準の見直しその他の所要の見直しを行うものとする。 (別表第五、別表第十三の二及び別表第十三の五関係)

第三 その他

その他所要の改正を行うこと。

第四 施行期日等 (附則関係)

一 施行期日

この省令は、平成二十八年四月一日から施行すること。

二 経過措置

この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。